

石川県弓道連盟役員等選出規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約第9条の規定により、役員等の選出に関して必要な事項を定める。

(会長)

第2条 会長は、常任理事会において推挙する。

(副会長等)

第3条 副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計及び監事は、常任理事会において選出のうえ、会長が委嘱し、理事会に報告する。

(常任理事)

第4条 常任理事は、一般各加盟団体は原則として理事長を選出し大学関係、高体連、中体連、はそれぞれ選出された代表者及び理事長が推薦し会長が承認した者とする。

2 常任理事の選出数は次のとおりとする。

(1) 一般各加盟団体は1名、大学関係、高体連、中体連、はそれぞれ選出された代表者1名
(合計30名)

(2) 理事長が推薦し会長が承認する者。 若干名

(理事)

第5条 理事は、加盟団体の登録会員数10名毎に1名を選出する。ただし、大学は加盟団体毎に2名とする。

2 前項の会員数は、毎年3月末までに会費を納入して登録された人数によって算定する。

3 加盟団体は選出した理事の氏名を毎年度4月30日までに県連事務局に報告しなければならない。また、変更が生じた時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

4 理事は県連の役員を兼ねることはできない。理事が常任理事等の県連役員に就任したときは、当該ブロックから別に理事を選出するものとする。

(全日本弓道連盟評議員)

第6条 全日本弓道連盟の評議員は、会長があたる。

2 会長が全日本弓道連盟の役員に任じられたとき、または、会長が事情により評議員に就くことが困難な場合は、副会長及び理事長の中から会長が委嘱し、その旨を常任理事会に報告する。

(県体育協会評議員)

第7条 石川県体育協会の評議員は、役員のうちから会長が委嘱し、その旨を常任理事会に報告する。

(名誉役員)

第8条 名誉役員等の推薦は次のとおりとする。

(1) 名誉会長は、本連盟の会長経験者に対し、常任理事会及び理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(2) 顧問は、本連盟における功労者及び本連盟の活動に理解を示し協力する有識者のうちから常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(3) 相談役は、本連盟に理解と協力があり、事業を援助する者のうちから常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(4) 参与は、称号授有者で役員経験者のうちから、常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

附 則

この規程は、平成18年2月5日から実施する。

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

この規程は、平成23年4月1日から実施する。